

福知山市監査委員告示第6号

令和4年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年11月8日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

市民病院事務部 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>物品購入の入札において、代理人の氏名と押印がない入札書を有効としていたものがあった。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>行政財産使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>物品購入の入札において、入札執行時のチェックリストを作成し、確認漏れのないよう徹底した。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>行政財産使用料において、財務規則の規定に基づいた納期限に改めることとした。</p>

市民病院事務部 医事課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>業務委託契約において、契約期間の設定が適切でないものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>契約期間の設定を適切な期間に改めた。</p>